

## 昭和町広告事業実施要綱

平成19年7月26日

昭和町告示 第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が保有する財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 民間企業等との協働により、町の新たな財源を確保し町民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。
- (2) 小規模企業者及び町内個人事業主等（以下、「事業主等」という）へ、無償で広告掲載機会の提供を行うことにより、事業主等の支援と町内産業の振興に資する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 町の広報等の印刷物
  - イ 町が使用する封筒等の印刷物
  - ウ 町のホームページ等
  - エ その他広告媒体として活用できる町の資産で町長が認めたもの
- (2) 小規模企業者及び町内個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく小規模企業者及び町内に事務所又は店舗を有し活動している個人事業主をいう。
- (3) 行政区等 行政区並びに行政区に属する非営利の組織及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人をいう。
- (4) 課長等 昭和町課設置条例第1条の課の長、昭和町教育委員会事務局等の組織に関する規則第2条に規定する課の長をいう。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、次の各号に掲げる事項を掲載した募集要項を定め行うものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 事業主等の支援を目的として実施する広告事業については、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書を提出することにより行うものとする。

2 前項の申込みの際には、広告の原稿の提出を求めるものとする。

3 広告の原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

4 物品役務提供等に係る指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない掲載希望者には、申込みの際、必要に応じて、次に掲げる業務内容等がわかるものの提示を求めるものとする。

- (1) 登記簿謄本又はその写し（法人の場合）
- (2) 住民票若しくはその写し、運転免許証又は国民健康保険証（個人の場合）
- (3) 貸借対照表、損益計算書等決算状況を明らかにする書類又は確定申告書（税務署の受付印のあるもの）若しくはその写し

5 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ、町長の承認を受けるものとする。

(広告の掲載順位)

第8条 同一の広告媒体について掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、町内に事務所又は店舗を有する民間企業等を優先する。この場合において、同一の広告の掲載位置に同順位のものから2以上の申込みがあるときは、先着順により決定する。

(広告掲載の手続)

第9条 掲載希望者のうち広告を掲載することとなったもの(以下「広告主」という。)は、町と契約を締結するものとする。

(広告の掲載料の納付)

第10条 広告の掲載料は、前条の契約の締結後、所管部署が指定する期日までに納入するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しないとき
- (2) 広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 広告主が虚偽の申請をしたとき
- (4) 広告主が法令に違反した場合等、広告を掲載することが不相当と認めるとき

(広告掲載料の還付)

第12条 第9条の契約の締結後、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告の掲載料は、還付するものとする。

(広告掲載料の不還付等)

第13条 第9条の契約の締結後、広告主の責めに帰すべき理由又は第11条の規定による広告掲載の取消しにより、広告掲載が中止になったときは、既納の広告の掲載料は、還付しない。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告代理店等への業務の委託)

第14条 町長は、この要綱による広告掲載に係る業務(第7条第5項の承認に係る業務を除く。)を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定めるものとする。

(広告主の責任)

第15条 広告掲載に係る内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(審査機関)

第16条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、昭和町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 企画行政課長
- (3) 総務係長
- (4) 政策秘書係長
- (5) 企画情報係長

(6) その他の職員

- 3 審査会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、第2項に規定する委員のほか、審査する内容に関連する課長等を、臨時の委員として指名することができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第17条 審査会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第5号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月27日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。